

物品購入等の一般（指名）競争入札参加資格審査申請書提出について

石井町が発注する物品製造・購入、役務の提供等の契約に係る入札の参加資格の審査を受ける際に提出する『物品購入等の一般（指名）競争入札参加資格審査申請書』（以下「申請書」という。）については、次の要領に従って提出してください。

1. 提出期間

（１）定期申請（登録日：令和７年４月１日）

①提出期間 令和７年２月１日（土）から令和７年２月２８日（金）

午前８時３０分～午後５時１５分（正午～午後１時を除く）

※時間外、土、日、祝日の受付はしていません。

②提出方法 持参または郵送（令和７年２月２８日（金） 消印有効）

・郵送で受領書が必要な場合は、宛名を記入し切手を添付した封筒、または宛名を記入したハガキを同封してください。（ない場合は、受領書等を送付しません。）

（２）随時申請（登録日：申請受理の翌月の１日）

①提出期限 令和９年２月２８日（日）

午前８時３０分～午後５時１５分（正午～午後１時を除く）

※時間外、土、日、祝日の受付はしていません。

②提出方法 持参または郵送（令和９年２月２８日（日） 必着）

・郵送で受領書が必要な場合は、宛名を記入し切手を添付した封筒、または宛名を記入したハガキを同封してください。（ない場合は、受領書等を送付しません。）

2. 提出場所 石井町役場 財政課（庁舎２階） TEL088-674-7501

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 1 2 1 - 1

3. 有効期間 登録日から令和９年３月３１日まで

4. 提出書類一覧

No.	提出書類	部数	「5. 提出書類作成方法」中のNo.
1	申請書（様式第１号）	1	(1)
2	経歴書（様式第２号）	1	(2)
3	使用印鑑届（様式第３号）（原本）	1	(3)
4	委任状（様式第４号）※委任する支店・支社等がある場合（原本）	1	(4)
5	誓約書（様式第５号）	1	(5)
6	石井町税等に関する納付状況調査同意書（様式第６号）	1	(6)
7	(法人)登記事項証明書（写し可） (個人)身分・営業証明書、登記されていないことの証明書（写し可）	1	(7) ①
8	印鑑証明書（写し可）	1	(7) ②
9	財務諸表類(直前２年間分)（写し可）	1	(7) ③
10	納税証明書(直近年度分)（写し可）	1	(7) ④
11	営業に関する許可、許可等の証明書（写し可）	1	(7) ⑤
12	提出書類チェック表	1	-

5. 提出書類の作成方法

(1) 申請書（様式第1号）・・・1部

別紙の【「営業種目番号」、「営業品目」欄の記載の仕方】を確認ください。

(2) 経歴書（様式第2号）・・・1部

別紙の【記載上の注意】を確認ください。

(3) 使用印鑑届（様式第3号）（**原本**）・・・1部

石井町の物品購入等に関する見積書、入札書、契約の締結、契約金額の請求、受領等に使用する印鑑。

(4) 委任状（様式第4号）（**原本**）・・・1部

石井町との契約締結につき、支店・営業所に属する者を代理人に選定する場合、資格の有効期間を通じての委任状を提出してください。

(5) 誓約書（様式第5号）

石井町暴力団排除条例に伴い、誓約書の記載事項について、認識・了承したうえで、住所、社名、代表者名欄に、営業の本拠となる本社・本店に関する事項を記入し押印（印鑑証明書と同じ印鑑）してください。

(6) 石井町税等に関する納付状況調査同意書（様式第6号）

法人の場合は、石井町内に本店や営業所等の事業所を有する場合、又は代表者が石井町に住民票を有する場合に提出してください。

個人の場合は、石井町に住民票を有する場合に提出してください。

(7) 添付書類・・・各1部

① 登記事項証明書又は営業証明書等（**写し可**）

法 人 登記事項証明書・・・法務局発行のもの

個 人

営業証明書・・・市町村発行のもの（石井町役場では税務課で発行）

身分証明書・・・本籍地の市町村発行のもの（石井町役場では住民課で発行）

登記されていないことの証明書（成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がない証明書）
・・・法務局発行のもの

② 印鑑証明書（**写し可**）

法 人 法務局発行のもの

個 人 市町村発行のもの（石井町役場では住民課で発行）

③ 財務諸表類（直前2年間分）（**写し可**）

法 人 申請書提出時までに最も近い時期に行った決算の損益計算書・貸借対照表（2年分）

個 人 貸借対照表、損益計算書もしくは、確定申告等財務諸表類（2年分）

青色申告をしていない者は、省略することができます。

④ 納税証明書（直近年度分）（**写し可**）

法 人 (i) 法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）・・・国・税務署

(ii) 法人県民税及び事業税・・・県・県税局

※県内に事業所を有する場合のみ

個 人 (i) 所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）・・・国・税務署

(ii) 個人事業税・・・県・県税局

※県内に事業所を有する場合のみ

⑤ 営業に関する許可、認可等の証明（写し可）

許可、認可等を要する営業にあたっては、許可、認可等を得たことを証する書類の写し。
清掃・設備の保守に登録する場合は、別紙の「〇２清掃・設備の保守に登録される方へ」
を提出してください。

6. 提出書類の注意事項

- (1) 様式は、徳島県統一様式または国土交通省統一様式に準ずるものでも可。
- (2) 提出書類はA4サイズに統一し、提出書類一覧順にして提出してください。
ホッチキス留め及びファイル等は不要です。
- (3) 不足書類のないよう提出書類チェック表にて必ずご確認ください。
- (4) 各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとしします。

7. その他

申請書を提出後、申請書類の内容等（商号又は名称、住所又は所在地、代表者氏名又は委任状の受任者氏名、代表者印、使用印、会社印等）に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。